

説明資料

平成 24 年 7 月 31 日
証券取引等監視委員会事務局

目次

- インサイダー取引に係る課徴金勧告・告発状況 1
- 告発事案の追徴金額分布 2
- 勧告事案の課徴金額別件数（インサイダー取引に係るもの） 3
- 課徴金勧告件数の推移（行為者の属性別） 4
- 第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移（情報伝達者の属性別） 7
- 全国上場会社による国内株券発行額（新規公開以外）の推移 10
- 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案 11

インサイダー取引に係る課徴金勧告・告発状況

(件)

区分 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
インサイダー取引に係る 課徴金納付命令勧告	4	11	16	17	38	20	15 (1)	12 (5)	133 (6)

(件)

区分 \ 年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
インサイダー取引に係る 告発	0	0	2	0	1	2	5	0	3
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	1	6	5	7	4	8	4	6	7
	H22	H23	H24	合計					
	4	6	0	71					

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2)()内は、大型公募増資事案に係る件数。

告発事案の追徴金額分布

	人数 (法人含む)	主な事件と具体的な追徴金額
1億円以下	48人	H17. 3.14 チノン事件(約1,373万円) H20. 5.30 野村証券事件(約5,500万円) H22. 5.11 あおぞら銀行事件(約5,824万円)
1億～5億円(5億円含)	12人	H18. 7.25 日本経済新聞社事件(約1億1,674万円) H20.10. 7 LTTバイオフーマ事件(約4億1,223万円) H21. 3.27 キャビン事件(約3億5,500万円)
5億～10億(10億円含)	5人	H19. 6. 7 伊藤園事件(約9億4,478万円)
10億～	2人	H18. 6.22 ニッポン放送事件(約11億4,900万円) H21.10.20 グッドウィル事件(約15億3,180万円)

勧告事案の課徴金額別件数 (インサイダー取引に係るもの)

(件)

課徴金額	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
～10万円	0	2	3	1	2	1	2 (1)	3 (2)	14 (3)
～50万円	3	5	6	8	16	6	3	3 (2)	50 (2)
～100万円	1	2	3	2	7	4	3	1	23
～500万円	0	1	3	3	11	6	5	4	33
500万円超	0	1	1	3	2	3	2	1 (1)	13 (1)
合計	4	11	16	17	38	20	15 (1)	12 (5)	133 (6)

(注1) 年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2) 件数は、納付命令対象者ベースで計上。

(注3) ()内は、大型公募増資事案に係る件数。

課徴金勧告件数の推移(行為者の属性別)①

年 度		17	18	19	20	21	22	23	24	計
166 条 違 反	会社関係者	4	8	9	14	13	8	2	3	61
	発行会社役員	0	1	1	2※	4	1	0	0	9
	発行会社社員	4	3	3	4	7	2	1	2	26
	発行会社	0	2	1	0	0	0	0	0	3
	契約締結者等	0	2	4	8※	2	5	1	1	23
第一次情報受領者		0	3	4	2※※	12	10	6 (1)	6 (5)	43(6)
167 条 違 反	公開買付者等関係者	0	0	0	1	4	0	1	0	6
	買付者役員	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	買付者社員	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	買付者との契約締結者等	0	0	0	0	3	0	1	0	4
	第一次情報受領者		0	0	3	2※※	9	2	6	3
合計		4	11	16	19	38	20	15 (1)	12 (5)	135 (6)

※一の行為者が複数の違反行為を行っており、それぞれの属性に計上。

※※一の行為者が複数の重要事実（会社重要事実・公開買付け事実）に基づき違反行為を行っており、それぞれの属性に計上。

(注1) 年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2) ()内は、大型公募増資事案に係る件数。

課徴金勧告件数の推移(行為者の属性別)②

		年 度	21	22	23	24	計
1 6 6 条 違 反 に 係 る 行 為 者	会社関係者		13	8	2 (1)	3	26 (1)
	発行会社役員		4	1	0	0	5
	取締役		3	1	0	0	4
	監査役		1	0	0	0	1
	発行会社社員		7	2	1 (1)	2	12 (1)
	執行役員		0	1	0	0	1
	部長等役席者		3	1	0	2	6
	その他社員		4	0	1 (1)	0	5 (1)
	契約締結者		2	5	1	1	9
	第三者割当		0	5	0	0	5
	第一次情報受領者		12	10 (2)	6	6	34 (2)
	取引先		2	4	1	4	11
	親族		6	1	0	1	8
	友人・同僚		0	4 (2)	2	0	6 (2)
その他		4	1	3	1	9	

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2)()は、士業の資格を有する者の件数。

課徴金勧告件数の推移(行為者の属性別) ③

年 度		21	22	23	24	計
1 6 7 条 違 反 に 係 る 行 為 者	公開買付者等関係者	4	0	1	0	5
	買付者役員	0	0	0	0	0
	取締役	0	0	0	0	0
	監査役	0	0	0	0	0
	買付者社員	1	0	0	0	1
	執行役員	0	0	0	0	0
	部長等役席者	1	0	0	0	1
	その他社員	0	0	0	0	0
	契約締結者	3	0	1	0	4
	証券会社	1	0	0	0	1
	公開買付対象者	2	0	1	0	3
	役員	1	0	0	0	1
	社員	1	0	1	0	2
	第一次情報受領者	9 (3)	2 (1)	6	3	20 (4)
	取引先	0	0	3	0	3
	親族	1	0	1	0	2
	友人・同僚	8 (3)	1	2	2	13 (3)
その他	0	※ 1 (1)	0	1	2 (1)	

公開買付者等関係者から、買付対象者と監査契約を締結している監査法人の公認会計士が職務上伝達を受けた公開買付け事実を、同法人に所属する別の公認会計士がその職務に関し知り、インサイダー取引を行ったもの。

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2)()は、士業の資格を有する者の件数。

第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移(情報伝達者の属性別)①

年 度	18	19	20	21	22	23	24	計
会社重要事実の伝達 (166 条違反)	3	4	2	12	10	6 (1)	6 (5)	43 (6)
発行会社役職員	2	1	1※	9	3	2	1	19
契約締結者等	1	3	1	3	7	4 (1)	5 (5)	24 (6)
公開買付け等事実の伝達(167 条違反)	0	3	2	9	2	6	3	25
買付者役職員	0	1	0	2	1	2	1	7
契約締結者等	0	2	2※	7	1	4	2	18
合計	3	7	4	21	12	12 (1)	9 (5)	68 (6)

※一の情報伝達者が一の行為者に複数の重要事実（会社重要事実・公開買付け事実）を伝達しており、それぞれに計上。

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2)()内は、大型公募増資事案に係る件数。

第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移(情報伝達者の属性別)②

年 度	21	22	23	24	計
会社関係者（166条違反）	12	10（2）	6	6	34（2）
発行会社役員	4	2	2	0	8
取締役	4	2	2	0	8
監査役	0	0	0	0	0
発行会社社員	5	1	0	1	7
執行役員	1	0	0	0	1
部長等役席者	2	1	0	1	4
その他社員	2	0	0	0	2
契約締結者	3	7（2）	4	5	19（2）
証券会社	0	0	1	5	6
業務受託者	2	5（2）	2	0	9（2）
業務提携者	0	2	1	0	3

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2)（ ）は、士業の資格を有する者の件数。

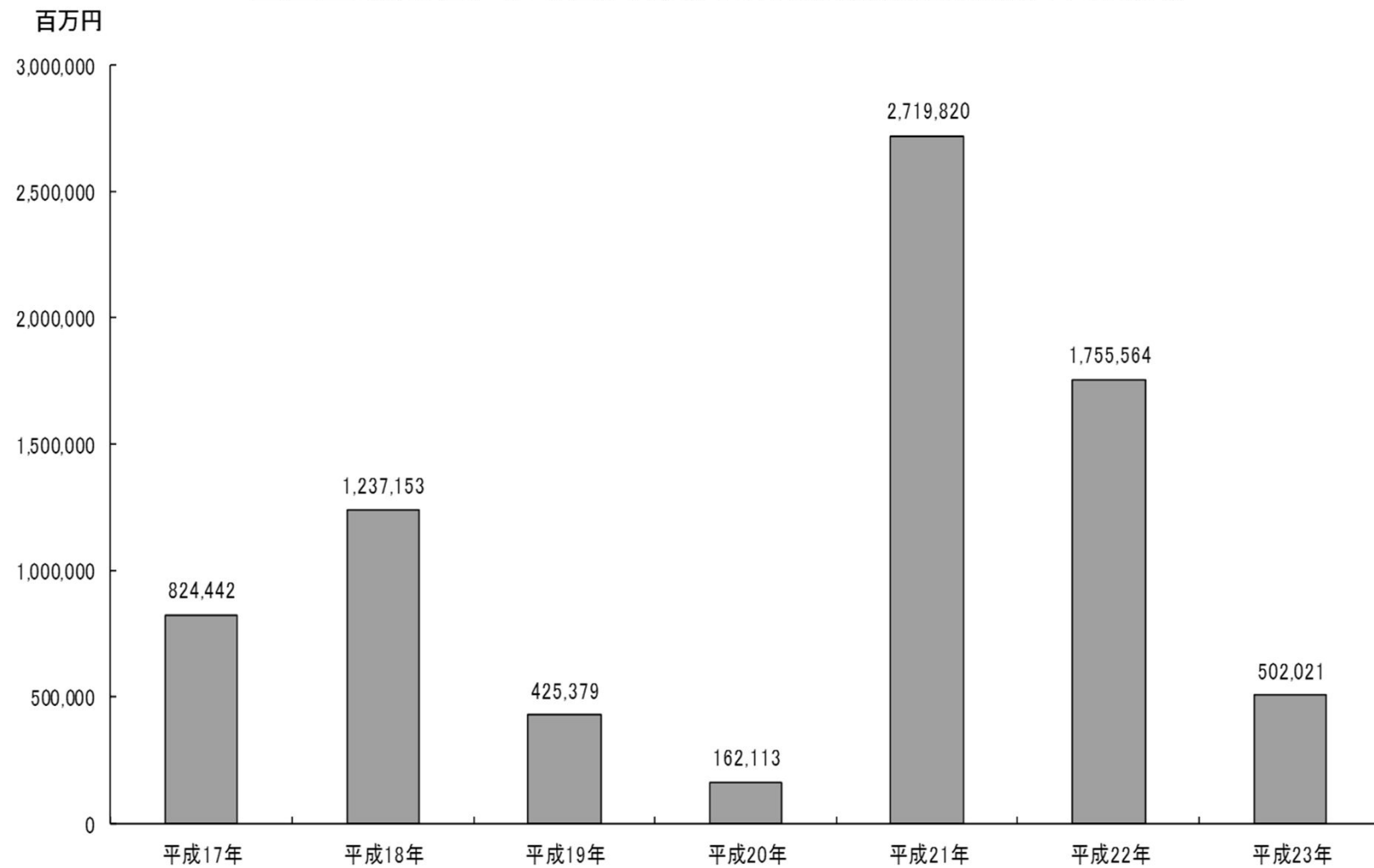
第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移(情報伝達者の属性別)③

年 度	21	22	23	24	計
公開買付者等関係者 (167条違反)	9	2	6 (1)	3	20 (1)
買付者役員	0	1	0	1	2
取締役	0	1	0	1	2
監査役	0	0	0	0	0
買付者社員	2	0	2	0	4
執行役員	0	0	0	0	0
部長等役席者	0	0	2	0	2
その他社員	2	0	0	0	2
契約締結者	7	1	4 (1)	2	14 (1)
証券会社	2	0	0	0	2
銀行	1	0	0	0	1
公開買付対象者	3	1	3	2	9
役員	0	1	1	0	2
社員	3	0	2	2	7

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は7月6日まで。

(注2) ()は、土業の資格を有する者の件数。

全国上場会社による国内株券発行額(新規公開以外)の推移

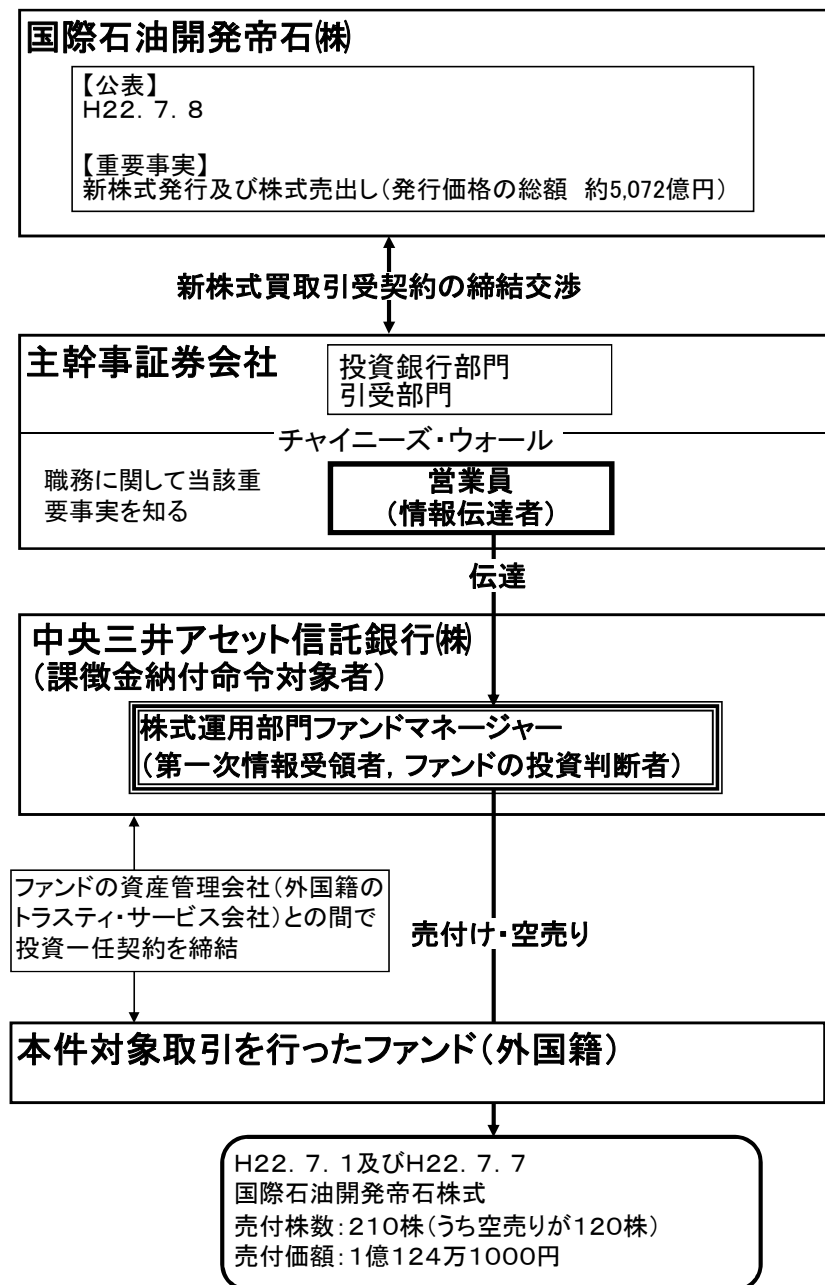


(出所) 日本証券業協会「全国上場会社のエクイティファイナンスの状況」各年資料

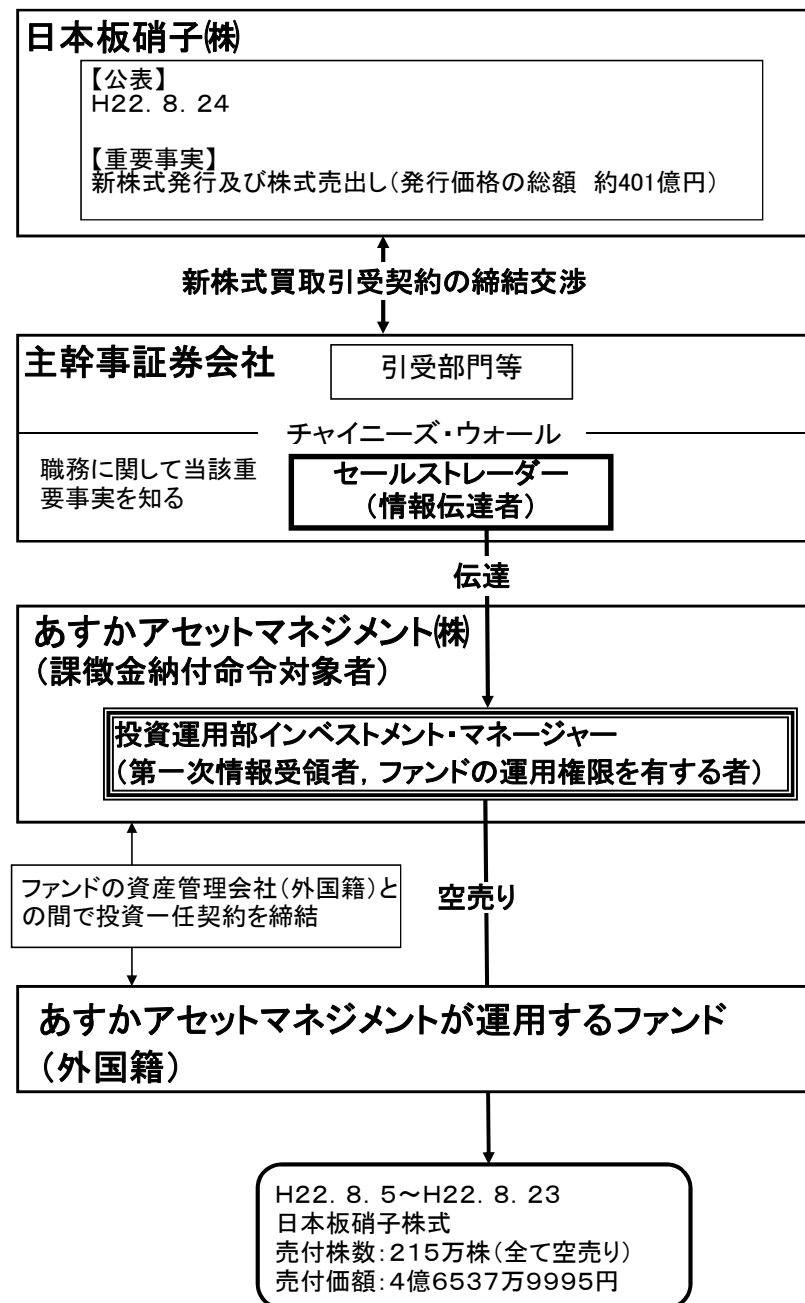
「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

	課徴金 勧告日	課徴金納 付命令日	上場会社	公募増資 公表日	違反行為者	課徴金額	ファンドの 得た利益
	平成24年 3月21日	平成24年 6月27日	国際石油 開発帝石	平成22年 7月8日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	5万円	1,455万円
	平成24年 5月29日	平成24年 6月26日	日本板硝子	平成22年 8月24日	あすかアセットマネジメント	13万円	6,051万円
	平成24年 5月29日	平成24年 6月27日	みずほ フィナンシャル グループ	平成22年 6月25日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	8万円	2,023万円
	平成24年 6月8日	—	東京電力	平成22年 9月29日	・ファースト・ニューヨーク証券 ・個人	・1,468万円 ・6万円	— —
	平成24年 6月29日	—	日本板硝子	平成22年 8月24日	ジャパン・アドバザリ 合同会社	37万円	1,624万円

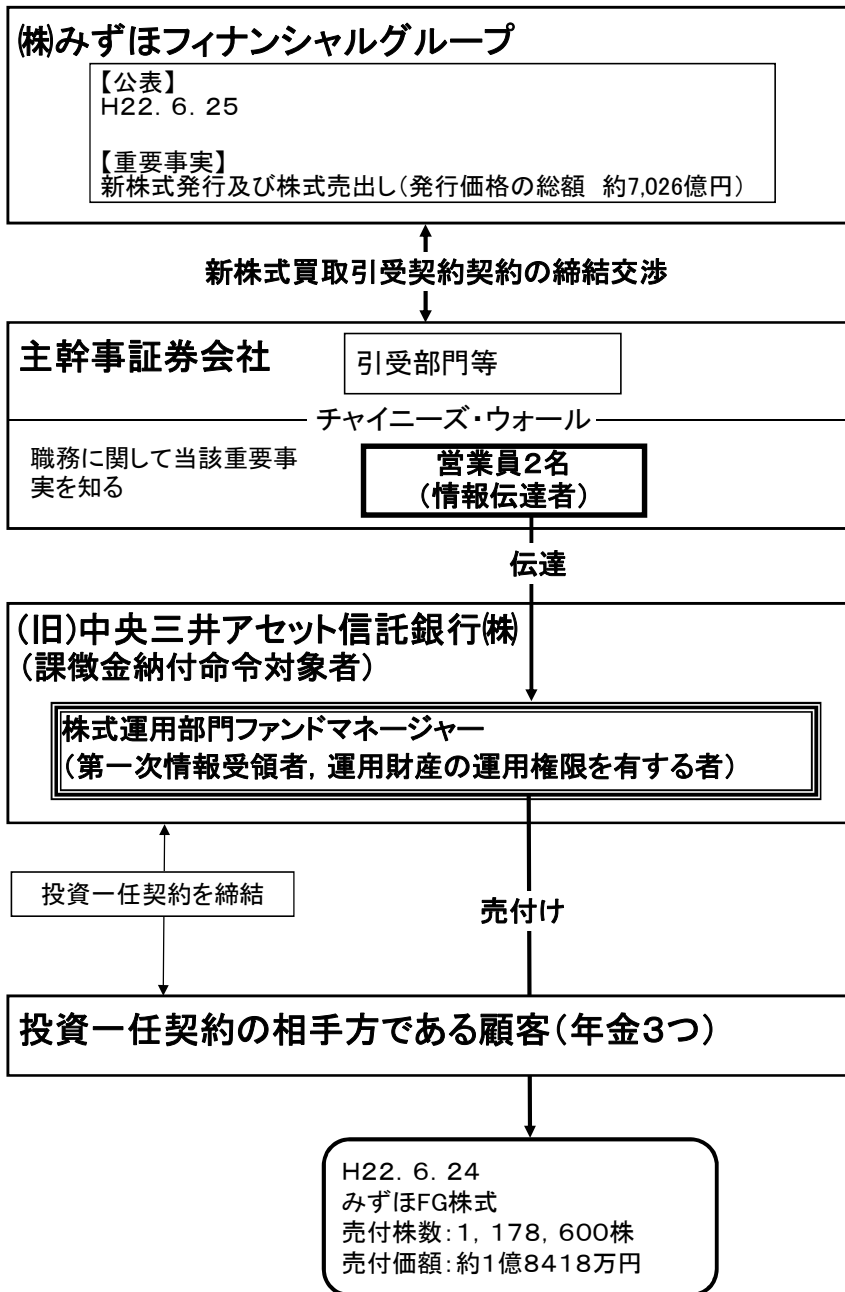
事案①の概要



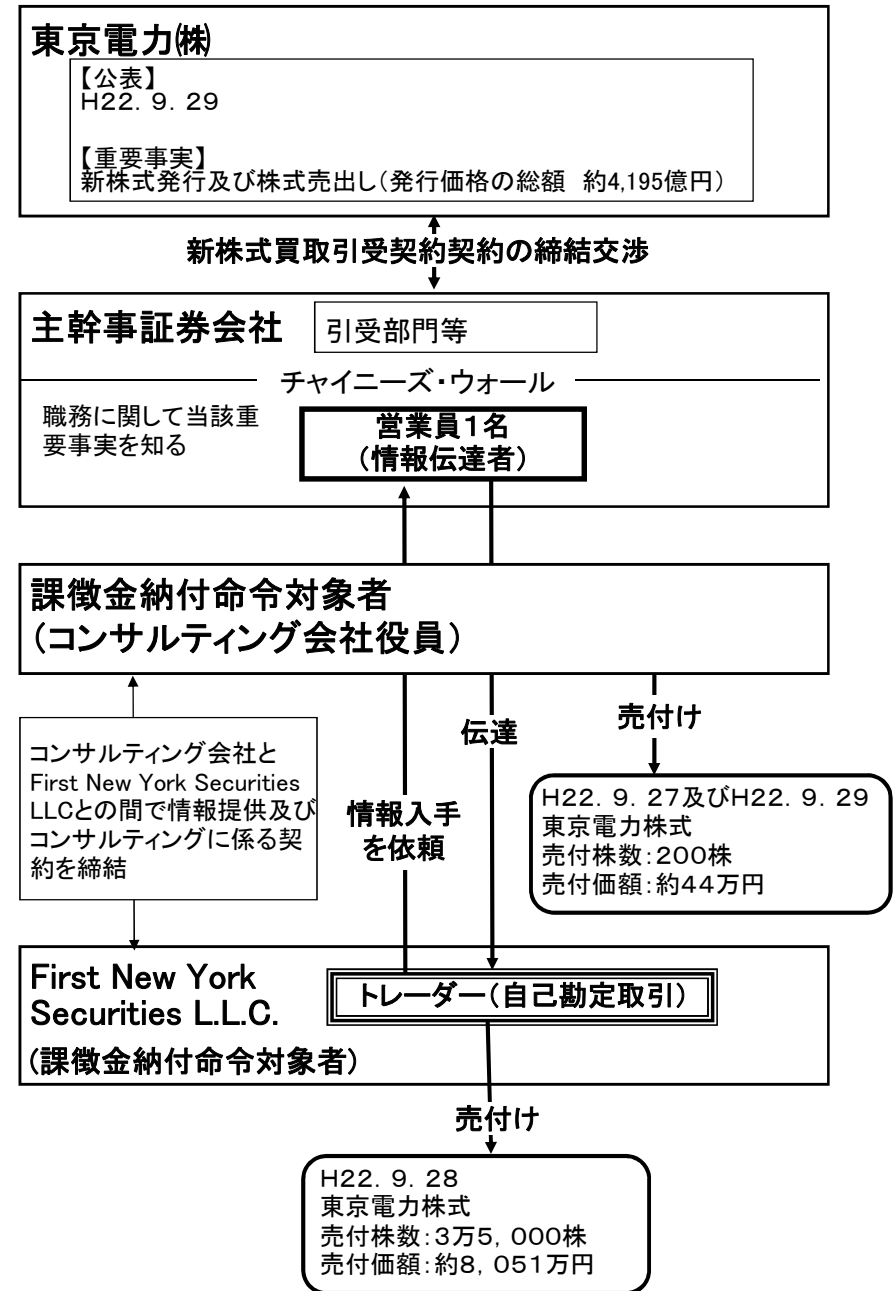
事案②の概要



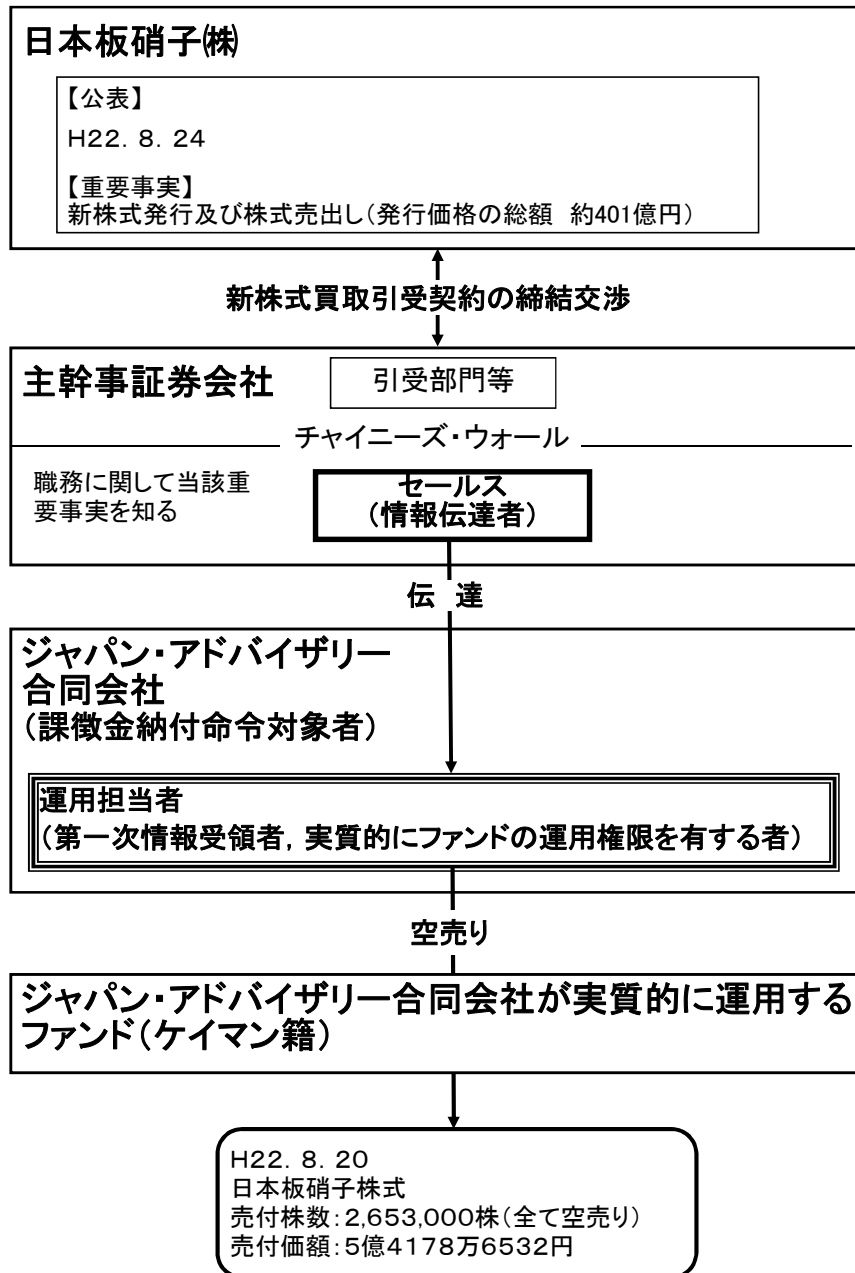
事案③の概要



事案④の概要



事案⑤の概要



米国大手ヘッジファンドスキーム

